

ID: 181

担当部署: 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

処分の概要	団体登録の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市消費者センター条例施行規則 第5条第2項		
例 規 番 号	平成13年規則第126号		
【根拠条文】 (団体登録の手続) 第5条 前条の要件を満たす使用者団体は、次に掲げる書類を市長に提出し、団体登録の申請を行うことができる。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類について、市長が特に認める場合は、その提出を省略することができる。 (1) 西東京市消費者団体登録申請書 (2) 団体の規約又はこれに類するもの (3) 団体の会員名簿 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、前条の要件を満たしていると認めたときは、当該申請を行った使用者団体の団体登録を承認し、当該申請を行った使用者団体に対し、西東京市消費者団体登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。 【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (西東京市消費者団体の要件) 第4条 団体登録ができる使用者団体の要件は、第1条の2に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 会員の3分の1以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。 (2) 消費生活に関する消費者の自主的な学習活動を市内で行っていること。 (3) 団体の規約又はこれに類するものがあること。 (4) 団体が行う活動が営利を主たる目的とするものでないこと。 (5) 特定の宗教や政党の活動を目的とした団体でないこと。 (6) 市が行う消費生活に関する事業に参加又は協力ができる団体であること。 (7) その他市長が必要と認める事項			
標準処理期間	1 日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日